

無事故プログラムDRサービス利用規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本無事故プログラムDRサービス利用規約(以下本規約と称します)は、無事故プログラムDRサービス販売店(以下当社と称します)が、第2条第1号に定める本サービスを契約者に提供する場合の基本的な契約事項を定めることを目的とします。

(用語の定義)

第2条 本規約において使用される用語の定義は次の各号のとおりとします。

- (1)「本サービス」とは、無事故プログラムを提供するために要する「ドライブレコーダー」、管理用ソフトウェア、無線通信、データセンターサービスをセットとして、非独占的に当社が契約者へ「サービス仕様書」に定める機能を提供する「無事故プログラムDRサービス」をいうものとします。
- (2)「サービス仕様書」とは、本サービスの仕様、提供方法、利用時間帯その他の諸条件について、別途当社が定める無事故プログラムDRサービス仕様書その他の関連規程を総称していうものとします。
- (3)「契約者」とは、本規約にもとづき利用契約を締結のうえ、本サービスを利用する法人をいうものとします。
- (4)「全体管理者」とは、管理者用アプリケーションの全機能进行操作する権限を有する契約者における管理者をいうものとします。また、「代表者」とは、契約者が本規約第7条にもとづき選任し、本サービスに係る当社と契約者との連絡業務等を担当する、全体管理者の代表者をいうものとします。なお、全体管理者が1名のみの場合は、当該全体管理者を代表者とみなします。
- (5)「運行管理者」とは、契約者において、全体管理者が設定した権限の範囲で管理者用アプリケーション进行操作することができる管理者をいうものとします。
- (6)「利用者」とは、契約者に付与された権限にもとづき本サービス进行操作および利用できる全体管理者、運行管理者およびドライバーをいうものとします。
- (7)「DR台数」とは、利用契約にもとづき契約された「ドライブレコーダー」の台数を指すものとします。
- (8)「関係会社」とは、契約者がその議決権の20パーセント以上を有する会社、契約者の議決権の20パーセント以上を有する会社(本号において親会社と称します)および親会社が議決権の20パーセント以上を有する会社を総称していうものとします。
- (9)「データセンター」とは、契約者に本サービスを提供するために、当社が任意に指定する施設であり、サーバ、その他のハードウェアならびに通信設備等から構成される施設をいうものとします。
- (10)「利用契約」とは、本サービスの提供に関し、本規約にもとづき個々の契約者と当社との間で締結する契約をいうものとし、「DR台数変更契約」が締結された場合にはDR台数変更契約を含むものとします。
- (11)「利用開始日」とは、契約者が本サービスを利用できる状態になる日として当社により定められた日をいうものとします。
- (12)「利用期間」とは、利用契約にもとづく本サービスの利用期間をいうものとし、次号の最低利用期間以上の期間をいうものとします。

- (13)「最低利用期間」とは、利用期間のうち、利用開始日から12か月の期間をいうものとします。
- (14)「DR台数変更契約」とは、契約者が利用契約に規定のDR台数の変更を希望する場合において、利用契約の締結後に契約者と当社との間で締結するDR台数の変更に関する契約をいうものとします。
- (15)「変更適用日」とは、DR台数変更契約にもとづく変更後のDR台数が本サービスに適用される日のことをいうものとします。
- (16)「サービス利用料金」とは、本サービス提供の対価として当社が契約者に請求する月額の利用料金をいうものとし、その金額は利用契約に規定のとおりとします。
- (17)「ドライブレコーダー」とは、本サービスを利用するために必要となる画像の取得および振動の検知ならびに無線通信の機能を有する車両に搭載する機器をいうものとします。
- (18)「クライアント機器等」とは、契約者が本サービスを利用するにあたって契約者において必要となるネットワーク通信機器、コンピュータ機器、およびソフトウェア等を総称していうものとします。

(本規約の適用)

- 第3条 本規約は、一切の利用契約に適用されるものとします。ただし、利用契約において明示的に本規約の内容を変更した場合、利用契約の内容が本規約の内容に優先して適用されるものとします。
- 2. サービス仕様書は、本規約の一部を構成するものとします。
 - 3. 最新の本規約(サービス仕様書を含む)は第5条第1項に規定のウェブサイトに掲載されるものとします。

(本規約の変更)

- 第4条 当社は、契約者の承諾を得ることなく、第5条にもとづく契約者への通知により、本規約(サービス仕様書を含む)を随時変更できるものとします。契約者は本規約の変更について同意できないときは、第12条第4項に従って当社に通知するものとします。契約者は第12条第4項にもとづく解除について当社に一切の損害賠償請求を行わないものとします。

(契約者に対する通知)

- 第5条 当社からの契約者に対する通知は、次の各号のいずれかの方法をもって行われるものとします。
- (1) 代表者の電子メールアドレスへの電子メールの送信
 - (2) 本サービスに関するウェブサイト
(<https://www1.mujiiko-program-dr.com/dr/index.do>)への掲載
 - (3) 文書の郵送
 - (4) 前各号の他、当社が適当と判断する方法
2. 前項の通知は、当社による発信または掲載をもって効力を生じるものとします。

第2章 サービス

(本サービスの内容・範囲)

- 第6条 本サービスの仕様、提供方法、利用時間帯その他の諸条件は、サービス仕様書に記載のとおりとします。

2. 本サービスに係るコンサルティング・サービスまたは導入・設定サービス等、サービス仕様書に規定外のサービスについては本サービスに含まれないものとします。
3. 契約者は、本サービスが無線またはインターネット等の通信回線を通じてデータセンターから非独占的に提供されるサービスであり、クライアント機器等の性能、または通信環境もしくはデータセンターの利用状況等により本サービスの利用可能性、通信速度、レスポンス等が変化するサービスであること、ならびに、ドライブレコーダーの特性から、画像情報、運行情報、検知情報、等が契約者の要求に沿わない場合があることを了解するものとします。

(代表者の選任)

- 第 7 条 契約者は、代表者を利用開始日までに選任し、その氏名および連絡先等を当社所定の書式にて当社に通知するものとします。
2. 契約者は、代表者に変更が生じた場合、速やかに本サービスに関するウェブサイト (<https://www1.mujiko-program-dr.com/dr/index.do>) 上で登録情報を変更するものとします。
 3. 前項の登録情報の不備により契約者が損害を被った場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

(IDおよびパスワードの通知)

- 第 8 条 当社は、利用開始日までに、代表者が利用できる、本サービスの利用に必要なIDおよびパスワードを発行し、契約者へ通知するものとします。
2. 代表者は、前項で通知を受けたIDおよびパスワードを利用して、他の利用者向けIDおよびパスワードを発行するものとします。

(ドライブレコーダーの利用権限)

- 第 9 条 ドライブレコーダーから取得するデータの管理は、全体管理者が行うものとします。
2. ドライブレコーダーの設置は、利用契約において別段の定めのない限り、契約者または関係会社が専ら使用する車両に限られるものとします。
 3. 契約者は、本サービスの利用にあたり契約者が負担する義務を契約者の責任において利用者に遵守させるものとし、その違反について一切の責任を負うものとします。

(運用停止)

- 第 10 条 当社は、次の各号の一に該当した場合には、本サービスの提供をその必要となる期間、停止できるものとします。
- (1) 電力会社の電力供給の中断またはデータセンターもしくは通信設備の障害等やむを得ない事由による場合
 - (2) 当社がデータセンターの保守(通信設備の保守を含む)を実施する場合
 - (3) 第32条第1項第1号、第2号、第4号ないし第9号に規定の事由が発生した場合
 - (4) その他非常事態が発生した場合
2. 当社は、前項により本サービスの提供を停止する場合には、あらかじめその旨を契約者に通知するものとします。ただし、当社が緊急またはやむを得ないと判断した場合はこの限りでないものとし、事後遅滞なくその旨を契約者に通知するものとします。
 3. 第1項により本サービスが停止され、契約者またはその他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社はいかなる責任も負わないものとします。

(第三者への委託)

- 第 11 条 当社は、本サービスに係る作業の全部または一部を、第三者に再委託できるものとします。
2. 前項の場合、当社は、第27条、第28条、その他本規約にもとづき当社が負担する義務を

当社の責任において当該再委託先に課すものとします。

(解約金)

- 第 12 条 本条第 4 項に定める場合を除き最低利用期間内に契約者が本サービスを解約する場合、または契約者の責に帰すべき事由により本サービスが解約された場合、当社は、解約日の翌月から最低利用期間の満了月までの月数に対し、解約日の属する月に係るサービス利用料金を乗じた金額を解約金として契約者に請求できるものとします。
2. 契約者が最低利用期間内に DR 台数変更契約により DR 台数を減少させる場合、当社は、変更適用日の翌月から最低利用期間の満了月までの月数に対し、DR 台数の減少に伴うサービス利用料金の差額を乗じた金額を解約金として契約者に請求できるものとします。
 3. 契約者は、当社の請求後 1 か月以内に前 2 項の解約金を当社に支払うものとします。
 4. 第 1 項および第 2 項にかかわらず、契約者は、本規約(サービス仕様書を含む)が変更された場合において、契約者が変更後 1 か月以内に当社所定の方法により当該変更を不服とする旨を当社に通知したうえで解約した場合、本条にもとづく解約金の支払義務を負わないものとします。

第 3 章 契 約

(利用契約および DR 台数変更契約)

- 第 13 条 利用契約または DR 台数変更契約は、契約者が当社所定の「無事故プログラム DR サービス注文書」にもとづき本サービスの提供を申込み、当社が当該申込みを承諾のうえ当社所定の「無事故プログラム DR サービス注文書」を契約者に送付した時に成立するものとします。なお、当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者による申込みを拒否できるものとします。
- (1) 注文書において虚偽記載、誤記、記入漏れ等がある場合
 - (2) 本サービスの提供が困難であると当社が判断する場合
 - (3) 第 15 条第 2 項に該当する場合
 - (4) 前各号のほか、利用契約または DR 台数変更契約の承諾が不適切と当社が判断する場合
2. 利用開始日または変更適用日は、注文書に記載のとおりとします。
 3. 利用契約において別段の定めのない限り、利用期間満了日の 2 か月前までに、契約者から当社に対する文書による利用契約終了の申し出がない限り、利用契約は更に 1 か月更新されるものとし、その後の更新についても同様とします。

(契約者による利用契約の解約)

- 第 14 条 契約者は、2 か月前までに当社所定の方法に従い当社に通知することにより、利用契約を解約できるものとします。
2. 前項の解約が最低利用期間内になされる場合、当社は、第 12 条にもとづき、解約金の支払を契約者に請求できるものとします。
 3. ドライブレコーダーが滅失した場合、または紛失した場合において、契約者が利用契約を解約することを希望する場合は、契約者は、当該滅失または紛失したドライブレコーダーを対象とする利用契約を、滅失または紛失が発生した月の月末をもって解約することができるものとします。この場合において、契約者は、第 12 条に定める解約金の支払義務を負わないものとし、第 20 条に定めるドライブレコーダーの交換に係る費用相当額の支払義務を負うことを確認します。

(当社による利用契約の解約および本サービスの停止)

第 15 条 当社は、3 か月前までに契約者に通知することにより、利用契約を解約できるものとします。

2 . 前項にかかわらず、当社は、契約者が次の各号の一にでも該当する場合には、何らの通知、催告を要せず即時に利用契約を解約し、または本サービスを停止できるものとします。

(1) 破産、会社更生、特別清算、民事再生手続等の倒産処理手続(本規約の制定または変更後に改定もしくは制定されたものを含む)の申立を受けまたは自らこれらの申立をしたとき

(2) 支払いの停止または手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(3) 仮差押、差押、仮処分または競売手続の開始があったとき

(4) 解散または営業の全部もしくは重要な一部の譲渡、廃止を決議したとき

(5) 信用状態が悪化し、またはそのおそれがあるものと当社が判断するとき

(6) 本規約のいずれかの条項に違反し、またはそのおそれがあるものと判断される場合

(7) 本サービスの円滑な運営を妨げるものと当社が判断した場合

3 . 契約者は、前項各号の一にでも該当した場合には、本規約より発生する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに金銭債務を当社に弁済するものとします。

4 . 第 1 項または第 2 項による利用契約の解約または本サービスの停止により、契約者またはその他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第 4 章 サービス利用料金および支払条件

(サービス利用料金)

第 16 条 サービス利用料金は、利用契約に規定のとおりとします。

2 . サービス利用料金は、利用開始日から課金されるものとします。

3 . DR 台数変更契約が成立した場合、変更適用日から変更後の DR 台数にもとづくサービス利用料金が適用されるものとします。

4 . 契約者が第 1 4 条にもとづき利用契約を解約した場合、または契約者の責に帰すべき事由により利用契約が解約された場合、契約者は、解約日が属する月に係るサービス利用料金の全額について支払義務を免れないものとします。なお、本条の規定は第 1 2 条の規定に影響を与えるものではないものとします。

(支払条件)

第 17 条 契約者は、利用契約において別段の定めのない限り、翌月分のサービス利用料金を当月末日までに当社に支払うものとします。

2 . 契約者は、サービス利用料金に対し、消費税法および地方税法所定の税率を乗じて算出された消費税等を併せて当社に支払うものとします。

3 . 契約者が当社に対する支払いを行わない場合、当社は支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて、未払金額に年 1 4 . 6 %の利率を乗じた金額を遅延利息として契約者に請求できるものとします。

4 . 契約者の当社に対する支払いは、当社が指定する銀行口座への現金振込によるものとし、振込手数料は契約者の負担とします。

第5章 契約者の義務

(禁止事項)

第18条 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に規定の事項を行ってはならないものとし、

- (1) 当社または第三者の著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（以下知的財産権と称します）を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (2) ドライブレコーダーの改造、リバース・エンジニアリング、逆アSEMBル、またはそれに類する行為
- (3) 利用者以外の第三者にドライブレコーダーを譲渡または貸与する行為
- (4) データセンターや通信回線に過大な負荷を生じさせる行為、その他本サービスの運営に支障を及ぼす行為
- (5) 本規約に違反する行為、またはそのおそれのある行為

(ID等の管理)

第19条 契約者は、IDおよびパスワード（以下併せてID等と称します）を厳重な注意をもって管理（パスワードの適宜変更を含む）するものとし、利用者以外の第三者に開示してはならないものとし、

2. ID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により生じた損害について、当社はいかなる責任も負わないものとし、
3. 契約者は、ID等を失念した場合、または第三者に使用されていることを知った場合には、直ちにその旨を当社に連絡するとともに、当社から指示がある場合には、これに従うものとし、ただし、当該ID等によりなされた利用は、契約者によりなされたものとみなし、契約者は、本サービスにもとづく当社に対する一切の債務を免れることはできないものとし、

(ドライブレコーダーの管理)

第20条 契約者は善良な管理者の注意をもってドライブレコーダー（ドライブレコーダーの関連機器であるアルコールチェッカーおよび追加カメラを含むものとし、本条において以下同じ）を管理するものとし、ドライブレコーダーが滅失、損傷または紛失した場合は速やかに当社へ通知するものとし、この場合、当社は、当社単独の判断および裁量にもとづき、速やかに修理または交換を行うものとし、なお、自然故障その他当社の責に帰すべき事由による場合を除き、修理または交換に要する費用は契約者が負担するものとし、その負担額は次の各号の定めによるものとし、

(1) 修理

標準修理 : 15,000 円

標準外修理 : 20,000 円

(2) 交換

ドライブレコーダー : 50,000 円

アルコールチェッカー : 27,500 円

追加カメラ : 18,000 円

2. 前項の場合においても、契約者は、サービス利用料金の支払義務を免れないものとし、また、当社は、本サービスの提供不能についていかなる責任も負わないものとし、
3. 利用契約が終了または解除された場合、契約者は、自らの負担と責任において速やかにドライブレコーダーを当社へ返却するものとし、

(クライアント機器等の設置および維持)

第 21 条 契約者は、サービス仕様書の定めに従い、自らの負担と責任においてクライアント機器等を設置するものとします。

2. 本サービスの利用にあたり必要となるクライアント機器の接続のための通信回線利用料その他これに係る諸経費は、サービス利用料金には含まれず、契約者が負担するものとします。
3. 契約者は、本サービスの利用にあたり、自らの負担と責任においてクライアント機器等を正常に稼働させるよう維持したうえで、本サービスを利用するものとします。

(送受信データの管理)

第 22 条 契約者は、本サービスの利用に伴いデータセンターとの間で送受信される契約者に関するデータ(以下送受信データと称します)について、自らの負担と責任においてバックアップを行うものとします。

2. 契約者は、送受信データの内容の適切性を自らの責任において判断のうえ、本サービスを利用するものとします。
3. 本サービスの利用に起因する送受信データの滅失または毀損については、当社はいかなる責任も負わないものとします。
4. 当社は、送受信データのうち、契約者の危険運転静止画および危険運転映像については受信後 3 か月間、運行データについては 3 年間当社および再委託先にて保存するものとし、保存期間経過後は速やかに消去できるものとします。ただし、利用契約が終了または解除された場合、当社および再委託先は、当該保存期間経過前であっても送受信データを消去できるものとします。

(資料等の提供)

第 23 条 契約者は、当社からの要請がある場合、本サービスの履行に必要な情報または資料等(以下資料等と称します)を無償で当社に提供するものとします。

2. 当社は、本サービス遂行上必要な範囲内で資料等を利用できるものとします。
3. 当社は、本サービス遂行上必要な範囲内で第 1 1 条規定の再委託先に対し、契約者から事前の承諾を受けることなく資料等を開示し、利用させることができるものとします。なお、当該資料等が秘密情報を含む場合、当該秘密情報については、第 2 7 条の規定が適用されるものとします。
4. 本サービスの履行にあたり、契約者の事務所等で当社が作業を実施する必要がある場合、契約者は当該作業実施場所(当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む)を無償で当社に提供するものとします。
5. 契約者が提供した資料等の誤り、または作業実施場所の提供遅延等によって生じた本サービスの履行遅滞等について、当社はその責を負わないものとします。

(債権、債務の譲渡)

第 24 条 契約者は、当社の文書による事前の承諾がない限り、本サービスに係る権利、義務ならびに契約者としての地位の全部または一部を第三者に譲渡、移転し、または担保に供してはならないものとします。

第 6 章 その他

(知的財産権の取扱い)

第 25 条 本サービスに関する知的財産権は、当社または当社への権利許諾者に帰属するものとします。

2. 契約者は、当社または当社への権利許諾者の知的財産権に係る権利表示および説明を変更してはならないものとします。

(情報の利用)

第 26 条 当社は、各種問い合わせや意見等への対応、本サービスに関する最新情報やサポート情報等の提供、キャンペーンや新商品・新サービス等の案内等を含む販売促進活動、本サービスに関するアンケートへの協力依頼等の目的で、代表者の情報（氏名、部署名、役職名、電話番号、E-Mail アドレス、会社住所）を利用できるものとします。また、当社は、本サービスに関するデモンストレーション、ドライブレコーダーおよび本サービスの障害検知および改善、統計的な情報として利用する目的で、送受信データ（契約者の運転静止画、運転映像を含むがこれに限られない）を、個人を特定できない形で利用および公開することができるものとします。

(秘密の保持)

第 27 条 契約者および当社は、相手方の文書による承諾なくして、本サービスに関連して知得した相手方の技術上、販売上その他業務上の秘密情報（以下秘密情報と称します）を、本サービスの利用期間中はもとより、利用終了後も第三者に対して開示、漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。

- (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの
 - (2) 契約者または当社が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (4) 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの
2. 前項の規定に関わらず、本サービス遂行上当社が必要と認めた場合には、第 11 条規定の再委託先に対し、必要な範囲で、契約者から事前の承諾を受けることなく秘密情報を開示することができるものとします。ただし、当社は再委託先に本条にもとづき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

(個人情報の保護)

第 28 条 当社は、本サービスの実施に伴い契約者から提供された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいい、以下同じ）を本サービスの利用目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとするとともに、関係法令等にもとづき、適切に取り扱うものとします。

2. 個人情報の取扱いについては、前条規定の第 2 項の規定を準用するものとします。

(情報漏洩時の対応)

第 29 条 契約者および当社は、秘密情報または個人情報の漏洩の事実を覚知した場合は、直ちに相手方へ通知するとともに、対応策について協議するものとします。

2. 当社の責に帰すべき事由により秘密情報または個人情報が漏洩し、これにより契約者に損害が生じた場合、当社は契約者に対し第 32 条第 2 項に定める損害賠償責任を負うものとします。

(保証)

第 30 条 第 10 条、第 15 条第 2 項、第 32 条第 1 項各号に起因する場合を除き、本サービスの不具合により全ての利用者が本サービスを完全に利用できない時間が 24 時間以上継続する場

合、当社は、契約者に対し、当該時間数を24で除した数(1未満は切り捨て)に対してサービス利用料金の30分の1(1円未満は切り捨て)を乗じた金額の範囲内で損害賠償責任を負うものとしします。

2. 当社は、前項に定める場合を除き、明示・黙示を問わず、本サービスについて一切の保証(本サービスの通信速度、レスポンス、正確性、完全性、商業的な利用可能性、使用目的に対する適合性を含みますがこれらに限定されないものとしします)を行わないものとしします。
3. 当社は、本サービスの不具合に関して、本条に定めるもの以外の責任を負わないものとしします。

(権利侵害に係る防御)

第31条 本サービスの全部または一部が日本法にもとづく第三者の権利を侵害するものとして第三者から契約者または利用者に対して権利侵害に係る請求がなされた場合、次の各号所定の要件がすべて満たされた場合に限り、当社は契約者に代わってまたは契約者とともに当該申立を処理するものとし、かつ、契約者の被った損害に対し第32条第2項に定める損害賠償責任を負うものとしします。ただし、第三者からの請求が、契約者の本規約の違反その他当社の責に帰すことのできない事由による場合、日本法以外の法令にもとづく請求である場合、または、本サービスを日本国外で利用したことによる場合にはこの限りではなく、当社は一切責任を負わないものとしします。

(1) 契約者が第三者から申立を受けた後、速やかに当社に対し申立の事実および内容を通知すること

(2) 当該第三者との交渉または訴訟の遂行に関し、契約者が当社に対して実質的な参加の機会およびすべてについての決定権限を与え、かつ必要な最大限の援助をすること

(3) 契約者が速やかに本サービスの利用を中止すること

2. 本サービスの全部または一部が第三者の権利を侵害していた場合、またはそのおそれがある場合、当社は自己の判断にもとづき、次の各号のいずれかの措置を講じるものとしします。

(1) 本サービスを侵害のないものに改変すること

(2) 本サービスの利用が可能となるよう許諾を得ること

(3) 契約者が本サービスを利用できなくなることにより被る損害について、契約者に対し第32条第2項に定める損害賠償をすること

3. 当社は、本サービスの権利侵害に関して、本条に定めるもの以外の責任を負わないものとしします。

(損害賠償)

第32条 本規約において明示的な定めのある場合を除き、本サービスの利用に起因して生じる契約者、利用者、その他の第三者における一切の損害(これには、次の各号の事由に起因する損害を含みますがこれらに限定されないものとしします)について、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず、いかなる場合においても当社は損害賠償責任を負わないものとしします。

(1) 天災地変、戦争、テロ行為、伝染病の流行その他の不可抗力

(2) クライアント機器等の障害またはデータセンターまでのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害

(3) ドライブレコーダーの障害またはデータセンターまでの無線通信サービスの不具合等の接続環境の障害

(4) データセンターからの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害

(5) 本サービス提供のために第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない

- い種類のコンピュータウィルスのデータセンター等本サービスに係る設備への侵入
- (6) 当社が善良なる管理者の注意をもって防衛し得ないデータセンター等本サービスに係る設備への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
 - (7) 当社が定める手順、セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (8) データセンター等本サービスに係る設備のうち当社の製造に係るもの以外のソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）およびデータベースに起因して発生した損害
 - (9) データセンター等本サービスに係る設備のうち当社の製造に係るもの以外のハードウェアに起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法第218条（令状による差押、搜索、検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めにもとづく強制処分その他裁判所の命令もしくは法令にもとづく強制的な処分）に起因して発生した損害
 - (11) 当社の責に帰すことのできない事由による納品物の搬送途中での事故
 - (12) その他当社に故意がない場合
2. 本サービスに関連して当社が損害賠償責任を負う場合、当社の負担する損害賠償金額の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、また、本サービスの解約の有無にかかわらず、損害発生月のサービス利用料金相当額を限度とするものとします。なお、特別の事情によって生じた損害および逸失利益等については、その予見の有無を問わず、当社はいかなる責も負わないものとします。

（輸出管理等）

第33条 契約者は、本サービスを日本国外で利用し、または日本国外へドライブレコーダーを持ち出す場合には、日本国の「外国為替及び外国貿易法」等輸出に関する関連法規その他適用される一切の国内外の法令への準拠について自ら責任を負うものとします。

（反社会的勢力の排除）

第34条 契約者は、契約者、契約者の親会社、契約者の子会社および関連会社（以下契約者等と称します）ならびに契約者等の役員が、現在および将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。

2. 当社は、契約者が前項の規定に違反した場合、契約者に対する何らの催告なしに、本契約および個別契約の全部または一部について解除することができるものとします。

3. 第2項にもとづく解除により契約者に損害が発生した場合でも、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

4. 当社は、第2項にもとづく解除に起因する当社の損害について、契約者に対し損害賠償を請求することができるものとします。

（契約者による補償）

第35条 契約者は、本規約の違反その他契約者の責に帰すべき事由に直接的または間接的に起因して当社に生じる一切の損害に関し、当社を補償することに同意するものとします。

（本規約の有効性等）

第36条 法律の規定または裁判所の判断により本規約の一部が無効または適用不可能とされた場合であっても、それによって本規約の他の部分の有効性や適用可能性は影響を受けないものとし、法律により許容される範囲内で法的強制力を有するものとします。

2. 当社または契約者が相手方による本規約の規定の遵守を強制せず、または要請をしなかったとしても、当該規定を放棄したとはみなされず、当該規定その他の規定を強制する権利にな

んら影響を与えないものとします。

(準拠法)

第 37 条 本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国の法令に準拠するものとします。

(管轄裁判所)

第 38 条 本規約に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(協議)

第 39 条 本規約に定めのない事項または本規約の履行につき疑義を生じた場合、契約者および当社は誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

附 則 (平成 22 年 8 月 1 日)

平成 22 年 8 月 1 日 制定・施行

平成 23 年 1 月 17 日 改訂

平成 26 年 9 月 25 日 改訂

平成 26 年 10 月 28 日 改訂

平成 28 年 2 月 29 日 改訂

平成 28 年 6 月 15 日 改訂

平成 28 年 8 月 1 日 改訂